

## 第71号議案

春日市教育・保育給付の認定及び保育所における保育の実施等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部改正等に伴い、子育てのための施設等利用給付に関する報告等をしなかった保護者等に対する過料を定めるとともに、その他所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市教育・保育給付の認定及び保育所における保育の実施等に関する  
条例の一部を改正する条例

春日市教育・保育給付の認定及び保育所における保育の実施等に関する条例(平成26年条例第32号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

春日市教育・保育給付認定等及び保育所における保育の実施等に関する  
条例

第1条中「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)  
第20条第1項の認定(以下「支給認定」という。)」を「教育・保育給付認定及び施設  
等利用給付認定」に改める。

第2条中「、支援法」を「、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支  
援法」という。)」に改める。

第3条中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改める。

第4条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定」  
に改め、同条中「第8条第4号ロ」の次に「及び第28条の5第4号ロ」を加える。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定  
子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「私立保育所の助成に関する条例」を  
「春日市私立保育所の助成に関する条例」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」  
を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子  
ども」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「第1条各号」を「第1条の5各号」に改め、同項  
第2号から第4号までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に  
改める。

第7条第1項中「第13条第1項」の次に「(支援法第30条の3において準用する場合を  
含む。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「支援法第13条第1項」に改  
める。

第8条中「支給認定」を「教育・保育給付認定、施設等利用給付認定」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定（「私立保育所の助成に関する条例」を「春日市私立保育所の助成に関する条例」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)附則第2条の規定により同法の施行の日前に行う同条に規定する行為については、この条例による改正後の春日市教育・保育給付認定等及び保育所における保育の実施等に関する条例の規定の例によるものとする。

(春日市保育所設置条例の一部改正)

- 3 春日市保育所設置条例(平成17年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「春日市教育・保育給付の認定及び保育所における保育の実施等に関する条例」を「春日市教育・保育給付認定等及び保育所における保育の実施等に関する条例」に改める。